資格の全てを満たし、本公告及び入札説明書において明らかにした専門的知識、技術及び創意等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって、入札説明書で定める総合評価の方法に基づく計算を行い、得点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価点の最も高い者を落札者とすることがある。」に訂正します。

入札公告（建設工事）

「事業加速円滑化国債」採用工事

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和７年８月18日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①工事　阿武隈川上流第三遊水地水門工事（以下「①工事」という。）

②工事　阿武隈川上流第二遊水地水門工事（以下「②工事」という。）

（①工事、②工事いずれも電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所

①工事　福島県西白河郡矢吹町陣ケ岡地内

②工事　福島県石川郡玉川村竜崎地内

⑷　工事内容

①工事　水門１式　場所打杭工　φ1500㎜、Ｌ＝6.0m、Ｎ＝53本、φ1000㎜、Ｌ＝6.0m、Ｎ＝10本　矢板工（遮水矢板）１式、コンクリート（水門本体工・翼壁工）Ｖ＝3,600㎥　河川土工掘削：Ｖ＝22,400㎥、盛土：Ｖ＝21,800㎥　法覆護岸工１式、堤外取付水路工１式、上屋工１式

②工事　水門１式　場所打杭工　φ1000㎜、Ｌ＝9.5m、Ｎ＝58本、φ1500㎜、Ｌ＝9.0m、Ｎ＝30本　φ1500㎜、Ｌ＝9.5m、Ｎ＝12本　矢板工（遮水矢板）１式、コンクリート（水門本体工・翼壁工）Ｖ＝3,400㎥　河川土工掘削：Ｖ＝21,200㎥、盛土：Ｖ＝19,700㎥　法覆護岸工１式、堤外取付水路工１式、上屋工１式

⑸　工期

①工事（全体工期）　契約締結日の翌日から令和11年２月９日（工事完成期限）まで（ただし、令和８年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

②工事（全体工期）　契約締結日の翌日から令和11年２月２日（工事完成期限）まで（ただし、令和８年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

⑹　使用する主要な資機材

①工事　コンクリート：3,600㎥、鉄筋：280ｔ

②工事　コンクリート：3,400㎥、鉄筋：300ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払い限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０円」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払い条件については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

②　本工事は、技術提案の指定項目において、「品質保持に関する技術提案」項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。

③　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

④　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

⑤　本工事は、配置予定技術者に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出を入札書提出期限までに行う試行工事である。

⑥　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑦　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑧　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑨　本工事は、「表層目視判定」「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）

⑩　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑪　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑫　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑬　本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。

①工事（全体工期）：契約締結日の翌日から令和11年２月９日（工事完成期限）まで（ただし、令和８年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

②工事（全体工期）：契約締結日の翌日から令和11年２月２日（工事完成期限）まで（ただし、令和８年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

⑭　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑮　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。なお、「上屋工」に係わるものについては公共建築工事積算基準に基づき資材単価及び歩掛を採用しており、当該の情報提供は行わない。